

地域自主戦略交付金について

(現状取りまとめ)

〈市長会議 資料〉

平成 23 年 10 月 31 日

1 平成 24 年度からの市町村分導入に向け要請する事項

～第3回地域主権部会資料より～

- 地域自主戦略交付金は税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にした上で導入すること。
- 地方が必要とする総額を確保すること。
- 大都市特有の財政需要や権能差を十分に反映するとともに、地方公共団体間の財政調整は行わないこと。
- 平成 24 年度からの市町村分の導入にあたっては、国と地方の協議の場を設け、地方の意見を最大限尊重すること。
- 平成 24 年度予算編成に支障を来たさないよう、対象事業、交付額等を早期に情報提供すること。

○これまでの指定都市市長会の要請等

平成 24 年度国の施策及び予算に関する提案（白本）

平成 24 年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）

ともに同じ要請・要望内容

2 平成 24 年度予算概算要求の内容

(1) 内閣府

○地域主権改革の推進 537,731 百万円（前年度 512,142 百万円）

- ・平成 22 年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、地域主権戦略会議における議論を踏まえつつ、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進
- ・地域の自由裁量により行う基盤整備等に要する経費に充てるための都道府県に対する交付金（地域自主戦略交付金等）の交付
- ・「地域主権戦略大綱」に沿って、段階的な実施を検討することとされている投資補助金（市町村分）などについては、事項要求

（必要に応じて追加要求するもの）

- ・地域自主戦略交付金（投資補助金（市町村分）等）
「地域主権戦略大綱」に沿って、段階的な実施を検討することとされている投資的補助金など

(2) 国土交通省

○補助金の一括交付金化に向けた取組

国土交通省では、平成 22 年度予算で従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。平成 23 年度には、同交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業等について、投資補助金を一括交付金化した地域自主戦略交付金に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化するとともに、地方の自由度・使い勝手を更に向上させた。

今後とも、地方の社会資本整備については、社会資本整備総合交付金と自主戦略交付金の適切な役割分担の下で円滑な実施を図るものとする。また、地域自主戦略交付金については、政府内における今後の議論等を踏まえ、市町村における社会資本整備の状況等も勘案しつつ、予算編成過程で検討を行う。

3 「地域自主戦略交付金」に関する緊急要請

平成 23 年 10 月 18 日

- 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（青本）に合わせて、緊急要望文を政府・政党へ提出

地域自主戦略交付金は「地域主権戦略大綱」に沿って、段階的な実施を検討することとされているが、平成 24 年度の概算要求においては、市町村分の投資補助金などについては事項要求とされており、具体的な配分基準や詳細な対象事業の範囲等が明らかになっていない。

地方においても、平成 24 年度予算編成作業が本格化する中、このような状況では、地域の自由裁量を拡大するために創設された「地域自主戦略交付金」の理念や趣旨を活かした予算編成が出来ないことから、次のとおり要請する。

- 1 地方の予算編成に支障を来たさないよう、早期に制度設計を行い、速やかに情報開示を行うとともに、指定都市を含む地方の意見を十分に取り入れること。
- 2 地域自主戦略交付金の配分については、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市特有の財政需要や権能差を十分に反映するとともに、指定都市に直接配分すること。また、地方公共団体間の財政調整を行わないこと。
- 3 地域自主戦略交付金は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。
- 4 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置と位置づけ、税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 5 将来の税源移譲を見据えて、事務手続きの簡素化を図るとともに、事業規模要件や、用途の限定などの国の関与を最小限にとどめ、地方にとって、より自由度の高い制度とすること。

4 第13回地域主権戦略会議

平成23年10月20日

(1) 各府省の判断による一括交付金対象（投資）と概算要求

●一括交付金対象	6件	321億円
(対象の主な例)		
・簡易水道等施設整備費補助（厚生労働省）		227億円
・社会福祉施設等施設整備費補助金 （厚生労働省）※特定補助金に分類		129億円
●今後議論対象	7件	215億円
●都道府県分措置済 （主として社会資本整備総合交付金）	4件	18,356億円
●特定補助金（3～4年）	8件	335億円
●対象外 （うち、H23に一括交付金化されているもの）	187件	12,658億円 (5,376億円)
(対象外（その他）の主な例)		
・地域再生基盤強化交付金（内閣府）		651億円
・学校施設環境改善交付金（文部科学省）		562億円
・農業・食品産業強化対策整備交付金 （農林水産省）		152億円
・農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金 （農林水産省）		166億円
・河川総合開発事業費補助（国土交通省）		170億円
・地域連携推進事業費補助（国土交通省）		388億円
・循環型社会形成推進交付金（環境省）		437億円

(2) 各府省の判断による一括交付金対象（経常）と概算要求

●一括交付金対象		なし
●今後議論対象	3 件	2 億円
●対象外	372 件	189, 267 億円

(3) 平成 24 年度における一括交付金の拡充方針について（案）

1 投資関係

（都道府県分）

- ・ 事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように、地方の意見を聞きながら、対象事業の拡大、増額を図る。
- ・ 検討に当たっては、地方からの提案も踏まえ、積極的な対象事業の追加・対象要件の見直しを行うこととする。その際、個々の補助金の目的・性質や一括交付金化した場合の効果等の観点を踏まえる。

（市町村分）

- ・ 都道府県分と比べ、年度間の変動や地域間の偏在が大きいなどの課題が指摘されており、地方からも慎重な検討を求める意見がある。また、本年 3 月に発生した東日本大震災の影響等も勘案する必要がある。
- ・ これを踏まえ、平成 24 年度においては、市町村の規模又は地域により、導入対象となる地方公共団体の範囲を絞って検討してはどうか。
例えば、まずは市町村のうち、規模も大きく、都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象に検討を進めてはどうか。

2 経常関係

- ・ 経常に係る補助金・交付金等については、その大宗が「社会保障・義務教育関係」であり、かつ全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等がかなりの部分を占めている。
- ・ また、その他の部分について国家補償的性格のものや地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等が相当程度占めているとともに、地方団体からは「全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと」等の意見がある。
- ・ 以上を踏まえ、大綱における整理方針をもとに、対象となりうる事業を更に精査していくこととする。

3 その他

- ・ 制度拡充に伴う所要財源については、関係府省より相応の拠出を求める。また、後進地域特例法に伴う所要財源を確保する。
- ・ 客観的指標による配分については、地方が実施している継続事業等に十分配慮しつつその割合の拡大を検討する。また、地方からの提案を踏まえ、本年度の運用状況等を検証しつつ必要に応じて指標の見直しについて検討する。
- ・ 事務手続・添付書類の簡素化など、執行・手続き面においては、地方からの要望及び事業の実施状況を踏まえつつ、関係府省の協力を得ながら必要な見直しを行う。
- ・ 地方公共団体の予見可能性を高められるよう、制度の拡充内容、改善点等について、可能な限り早期に地方へ情報提供等を行っていく。

5 状況のまとめ

- 工程表で平成 24 年度から一括交付金化されることになっていた市町村分の投資補助金は、年度間での事業費の格差や地域による偏在性などの課題から、地域主権戦略会議においては、平成 24 年度は市町村の中でも指定都市に限定して対象とする方向で決定された。
- 各府省の判断による一括交付金化対象は、6 件・321 億円のみ。
- 移行額のかなりの割合（平成 23 年度の都道府県分では約 7 割）を占めると想定される社会資本整備総合交付金は、国土交通省の分類は「都道府県分措置済」となっている。これは、「市町村分のみならず都道府県分についてもメニューを拡大できないか検討するもの」（福田政務官コメント）
- 同様に、農山漁村地域整備交付金（平成 23 年度の都道府県分で約 2 割）については、農林水産省の分類は「今後議論対象」となっている。これは「一括交付金化に当たって、多様な課題があると伺っており、今後精査していく必要がある」もの（福田政務官コメント）
- 一括交付金の拡充方針においては、都道府県分について「地方の意見を聞きながら対象事業の拡大、増額」や「地方からの提案も踏まえ、積極的な対象事業の追加・対象要件の見直し」が示されている。
- 平成 24 年度は指定都市に限定して導入との方向性は示されたが、より具体的な「早期の制度設計と速やかな情報開示」はされていない。
- 「税源移譲までの経過措置との位置づけ」と「税源移譲までの工程表の明確化」はされていない。
- 都道府県分導入後の制度の課題等についても示されていない。

6 今後の対応（案）

- 今後の「地域主権戦略会議」や「国と地方の協議の場」、国の予算編成の動向を注視し、必要に応じて、緊急要請や意見発出を行う。
- 特に、都道府県分については、「地方の意見を聞き対象事業の拡大、増額を図る。」、「地方からの提案を踏まえ対象事業の追加・要件の見直しを行う。」こととされているため、対象事業の拡大、具体的な制度内容及び自由度の拡大など、都道府県と共通する事項については、指定都市の意見を発出していく。
- 未だ示されていない「税源移譲までの経過措置との位置づけ」と「税源移譲までの工程表の明確化」は、引き続き、指定都市として求めていく。